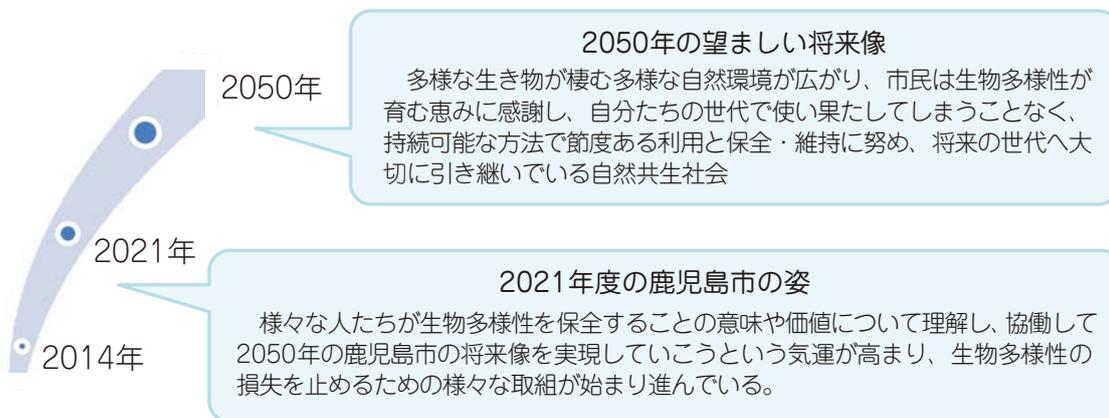

第 4 章

行動計画



1 実行計画

2050年を展望し、2021年度の鹿児島市の姿を実現させるために取り組む項目を実行計画としてとりまとめます。



実行計画の体系

【基本方針1】 生物多様性を支える自然環境を保全・創造する

- (1) 生き物の生息・生育の場を守り育む
 - ①都市域
 - ②農山村域
 - ③水域
- (2) 生態系をつなげ機能を高める
- (3) 評価されている自然を維持・保全する
- (4) 生き物の生息・生育を脅かす要因を取り除く
 - ①外来生物の侵入・拡大の防止
 - ②環境汚染の防止
 - ③地球温暖化・ヒートアイランド現象の防止

【基本方針2】 生物多様性を支える人を育む

- (1) 環境学習・環境教育を推進する
 - ①学習・教育の場や機会の提供
 - ②人材の育成
- (2) 自然とふれあう
 - ①自然の中に出かける
 - ②日々の暮らしの中で向き合う

【基本方針3】 生物多様性を支える社会のしくみを整える

- (1) 生物多様性の意味や価値を社会に浸透させる
- (2) 生物多様性の保全活動を広げる
- (3) 情報を集積し発信する
- (4) 連携・協働により取り組む

【基本姿勢】

気づく
考える
行動する

【取組の基本的視点】

予防と順応の視点
地域に即した視点
つながりの視点
連携・協働の視点
統合の視点
長期的な視点

【基本方針1】 生物多様性を支える自然環境を保全・創造する

(1) 生き物の生息・生育の場を守り育む

① 都市域



「まちと緑のハーモニープラン」に基づいた緑地の保全・緑化の推進に取り組み、そこに「生物多様性」の視点を導入します。

項目	緑地の保全・緑化の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	「まちと緑のハーモニープラン(緑の基本計画)」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を図ります。 ● 市民による緑化活動の推進 ● 緑に関するイベントの充実 ● 斜面緑地の保全	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	まちと緑のハーモニープランの継続的な推進による緑の拡大		

項目	生物多様性を高めることに配慮したまちの緑の形成	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	まちの緑が多様な生き物の生息地としての役割を発揮できるよう、公園や街路樹、道路法面などについて、生物多様性を高めることに配慮した樹種の選定や樹木・草地の維持管理に関する整備指針や事例集を作成し公表します。 ● 整備指針の作成、事例集の作成	現状	—		市
		目標	指針の作成などによる生物多様性に配慮したまちの緑づくりの推進		

項目	生物多様性を高めることに配慮した緑地管理の促進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	まとまった緑地を有する大学・企業などと管理協定などを締結し、生物多様性を高めることに配慮した緑地の管理を促進します。 ● 管理方針の策定や生き物調査の実施、屋上・壁面緑化、誘鳥木の植栽などを支援し、実践団体を公表する	現状	—		市 事業者
		目標	緑地管理制度の創設による生物多様性に配慮したまちの緑づくりの推進		

② 農山村域



「農林水産業振興プラン」、「森林整備計画」などに基づき農地の保全、森林の保全などに取り組み、そこに「生物多様性」の視点を導入します。

項目	森林の保全	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	農林水産業振興プラン、森林整備計画に基づき、木材生産のほか、水源かん養などの公益的機能を確保するため、適正な森林の保護、育成を図ります。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	農林水産業振興プランなどの継続的な推進による森林の保全		

項目	自然度の高い二次林の保全	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	自然度の高い二次林について、生物多様性を高める視点からその保全を図ります。 ● 調査の実施及び対象エリアの抽出 ● 自然度の高いエリアの自然環境保護地区としての指定 ● 森林整備計画に基づく「生物多様性保全機能」区分の適用	現状	—		市
		目標	調査の実施及び区分の適用などによる天然林の保護		

項目	事業者などと協働の森林づくり	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	環境貢献に関心のある企業及びボランティア団体と連携し、森林の整備・保全に取り組む「市民と協働の森林づくり事業」を推進します。	現状	実施		市 事業者 市民活動団体
		目標	協働による森林づくり		

項目	開発後の緑化の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	資源採取のために森林が損失した場合などについては、事業終了後などに地域の自然植生を考慮した緑化を推進します。	現状	実施		市 事業者
		目標	緑化の推進		

項目	「遊べる森」の整備と活用	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>里山的環境を残した森林を市民ボランティアや各種団体などとの協働により、環境教育や癒しの場として活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働により候補地を選定し、所有者の承諾を得て「遊べる森」づくりをコンセプトにした森林整備 学校教育や学習講座で利用可能な体験学習フィールドとしての提供 	現状	一部実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	「遊べる森」の整備と活用による森林の保全		

項目	農地の保全と有効利用	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>農林水産業振興プラン、農業振興地域整備計画に基づき、農地流動化の促進や遊休農地バンクの普及などにより、農地の保全と有効利用を進めます。</p>	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	農林水産業振興プランなどの継続的な推進による農地の保全と有効利用		

項目	生物多様性を高めることに配慮した農業農村の整備	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>農村環境計画に掲げる「農業農村整備事業における環境配慮整備指針」に基づき環境配慮型の農業農村整備を推進します。</p>	現状	実施		市 事業者 市民
		目標	農村環境計画の継続的な推進による環境配慮型の農業農村の整備		

項目	生物多様性を高めることに配慮した農業の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>生物多様性を高めることに配慮した農業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境保全型農業推進事業」の推進 	現状	実施		市 事業者 市民活動団体
		目標	環境保全型農業の推進		

項目	農作業体験の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>市民が気軽に農作業を体験できる場や機会の充実を図ります。</p>	現状	実施		市 事業者 市民活動団体
		目標	体験の場・機会の提供		

項目	鳥獣被害防止対策の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	鳥獣被害防止計画に基づき農林業への鳥獣被害を防止するため、効果的な防除事業を推進します。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	鳥獣被害の防止		

項目	千貫平草原生態系の再生	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市域のまとまった草原である千貫平自然公園の草原生態系の保全及び創出を行います。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 専門家
		目標	草原環境の保全		



森林環境税とかごしまエコファンド、緑の募金

森林は、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止などの様々な公益的な機能を有しています。森林環境税は、これらの森林の公益的機能を発揮させるための健全な森林づくりや県民が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習、体験活動などに活用される税です。平成17年度から21年度の第1期期間で約20億円の税収がありました。期間が更に5年間延長され、22年度から26年度までの5年間で、平年度ベースで約4億2千万円の税収が見込まれています。

また、県内の事業者等の自発的な二酸化炭素排出削減を促進するため、どうしても削減できない二酸化炭素について、森林整備により増加した二酸化炭素吸収量を用いて埋めあわせるカーボン・オフセットを推進する、鹿児島県独自の制度「かごしまエコファンド」も運用されています。

緑の羽根に象徴される「緑の募金」には、平成24年度は約6千8百万円の募金がありました。この募金は「(公財)かごしまみどりの基金」によって管理され、森林の整備、緑化の推進などに利用されています。

こういった制度を積極的に支援したり、関わったり、利用したりしていくことも森を守るための一つの形です。

③ 水域（河川域、海域、池沼、湿地）



自然が残る様々な水域を保全し、生息・生育の場としての機能の向上を図ります。

項目	生物多様性を高めることに配慮した川づくりの推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
概要	準用河川について、護岸、寄り洲や植生、縦断・横断方向の連続性などの調査を行い、環境、治水、利水の機能を確保した川づくりのための基本方針を作成します。	現状	—		市
		目標	基本方針の作成による生物多様性に配慮した川づくりの推進		

項目	自然海岸・干潟などの保全	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	自然性の海岸は現状維持、自然性を高めることに努め、やむを得ず改変する際は自然に配慮した最小限の改変に留めるよう努めます。 干潟は、ゴカイ、貝類、カニやそれらを食べる水鳥や魚などの重要な生息場となっていることから適正に保全します。 湿地・池沼は、生物多様性の高い場所であることから、適正に保全します。 そのために現況を評価し、その価値を市民に伝えていきます。	現状	—		市
		目標	海岸の自然性の向上及び干潟などの保全		

項目	河川・海域・地下水の水質保全	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	公共下水道や合併処理浄化槽の整備普及、排水指導などにより、生活排水や事業場排水などの汚濁負荷の低減を図り、良好な水環境を提供します。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	水質の保全		

項目	藻場の保全・再生	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	沿岸の浅瀬に分布し、魚の餌場、産卵、稚魚の育成場となる藻場の保全と再生を行います。	現状	実施		市 事業者
		目標	植栽・播種の実施による藻場の保全・再生		

項目	錦江湾の生物多様性に関する情報の収集と発信	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	錦江湾に生息する生き物の現況、水質の現況などに関する情報を収集し、発信します。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体 専門家
		目標	錦江湾の魅力の発信		



生態系ネットワーク

生き物の遺伝的多様性をより良い状態に保つためには、生き物ができるだけ広い範囲で他の個体と交流できる環境があることが大切です。また、生き物の種類によっては、アユなどのように1年の間に川の下流で生まれ、海に下り、川の中流・上流に遡上して成長し、産卵のために下流に下るといように、生きていくために様々な環境の中を移動しなければならないものもいます。これらの生き物が移動できる経路を確保することによって、その種が生きていけるようになるのです。

こういったネットワークは、上述のような地方レベル、地域レベルのものに加えて、渡り鳥の移動などのような国際レベル、全国レベルのネットワークも考慮されなければなりません。

(2) 生態系をつなげ機能を高める



断片化している生態系をつなぎ、機能を高めます。

項目	生物多様性を高めることに配慮した川づくりの推進(再掲)	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	生物多様性に配慮し、河川法面の緑化、寄り洲の活用、河川形状、後背地との連続性の確保、落差の解消など、生き物が棲みやすく、利用しやすい川づくりのための基本方針を作成します。	現状	—		市
		目標	基本方針の作成による生物多様性に配慮した川づくりの推進		

項目	生物多様性を高めることに配慮したまちの緑の形成(再掲)	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>まちの緑の整備指針において、街路樹の選定・管理方法、法面の整備・管理方法や、道路整備の方法などを示し、生き物が棲みやすく利用しやすい道づくりを進めます。</p> <p>また、家庭やまとまりのある緑地を生物多様性に配慮した緑として形成し、山地から生き物が移動する飛び石としての機能を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビオトープガーデンの普及 ● 協定などの締結による緑地管理(再掲) 	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	指針及び事例集の作成などによる生物多様性に配慮したまちの緑づくりの推進		

項目	市民によるまちの緑化制度の創設	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	<p>公園や市道(植樹帯)などの緑地の一部を市民に提供し、市民がまちの緑化の推進の担い手として参加し、まちの景観や生物多様性に配慮した緑化を進めるしくみを作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民への緑化場所の提供 ● 優秀団体の表彰 	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	協働による生物多様性に配慮したまちの緑づくりの推進		

(3) 評価されている自然を維持・保全する



重要なものとして評価されている自然を維持・保全します。

項目	「大切にしたい自然」の現況調査の実施及び保全	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	「大切にしたい自然」として評価されている自然の現況を調査し、保全策を講じます。	現状	—		市 事業者 市民
		目標	評価されている自然の適正な保全		

項目	希少野生動植物の保護	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	希少野生動植物種として指定されている生き物が生息していること、そのような状態になった原因などについて啓発します。また、国、県などと連携を図りながら、生息域も含め、その保全を行います。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 専門家
		目標	保全策の実施による希少野生動植物の保護		

項目	将来に残したい「自然百選」の選定	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	将来に残したい鹿児島市の自然について「自然百選」として選定し、冊子にまとめ、発行します。	現状	—		市 市民 市民活動団体
		目標	自然百選の選定による自然の魅力の再発見及び発信		

項目	生物多様性保全スポット(仮称)の指定	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	生物多様性を保全するうえで重要な場所を「生物多様性保全スポット(仮称)」として指定し、公表します。 ● 自然百選の情報や自然度の高い森林などから選定・調査し、指定及び公表を行うなど、一連のしくみについて整備し運用します。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	生物多様性保全スポットの指定などによる自然環境の評価・保全		

(4) 生き物の生息・生育を脅かす要因を取り除く

① 外来生物の侵入・拡大の防止

取組の
方向性

市民が外来生物について広く認識し、駆除の取組なども行われ、外来生物の新たな増加はなくなっている状況をつくります。

項目	外来生物についての普及啓発	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市内に生息・生育する外来生物について種名や特徴、侵入経路などについて情報収集し、適正な管理方法や駆除などについて広報します。	現状	—		市 事業者 市民活動団体 専門家
		目標	外来生物の理解の向上		

項目	ペットの野外放棄の防止	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	ペットの野外放棄を防止するため、生命の大切さや生態系への影響に配慮したペットの適正な飼育方法の普及を図ります。 ● 普及用リーフレットの作成 ● イベントなどによるペットなどの交換、引き取りの試行実施	現状	—		市 事業者 市民活動団体
		目標	ペットの適正な飼育方法の普及による野外放棄などの防止		

項目	生態系に影響を与える外来生物の駆除	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	人の健康や農作物、生態系に影響を与える外来生物について、それぞれの目的に応じて必要な駆除を行います。特に広範囲に広がり生態系に影響を与える外来生物については、市民参加によるイベントなどにより駆除を行います。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	駆除事業の実施による拡大の防止		



ペットは最後まで大切につきあう

イヌ：43,606、ネコ：131,136 合計 174,742 匹（環境省：平成 23 年のデータ）

1 年間に全国で殺処分された犬と猫の数です。1 日当たり 479 匹。イヌ・ネコに限らず、鳥や魚、昆虫など、捨てられたペットは、餌がない、捕食者を避ける知恵がない、寒さや暑さに耐えられない、交通事故など、様々な理由で多くのものは命を落としています。仮に日本の環境に適応して生き延び、繁殖することができたとしても、今度は「外来種」として駆除の対象とされることもあります。

どんな種類のペットであっても、飼い主の所にやってきたときから、飼い主だけが命の綱なので、最後まで愛情と責任を持って、飼い主のもとで飼育しなくてはなりません。



② 環境汚染の防止

取組の
方向性

廃棄物の適正な処理、農薬などの化学物質の適正な使用・管理を行います。

項目	廃棄物の適正処理の徹底と美化活動の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	廃棄物の適正処理の指導・啓発を徹底し、清掃美化活動などのこれまでの取組を継続して進めます。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	不法投棄の減少 清掃美化活動の拡大		

項目	化学物質などの適正な使用及び管理	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	化学合成農薬や化学物質などの適正な使用管理を進めると共に、油や汚水などの漏洩・流出の未然防止に取り組めます。	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	化学物質などの漏洩・流出の防止		

項目	河川・地下水の水質保全(再掲)	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	家庭や事業所からの排水などの適正な管理がなされるように事業者などに啓発・指導などを行い、河川・地下水の水質を保全します。	現状	実施		市
		目標	河川・地下水の水質の保全		

項目	化学物質の影響などの情報の収集と広報啓発	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	化学物質の生物多様性への影響などに関する情報収集を行い、その結果を市民に広報します。	現状	実施		市
		目標	生物多様性への影響の広報による適正な使用管理の普及		

③ 地球温暖化・ヒートアイランド現象の防止

取組の
方向性

「地球温暖化対策アクションプラン」の継続的な推進により、地球温暖化による生態系や生き物への影響が緩和されている状況をつくります。

項目	地球温暖化の防止	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	温室効果ガスの削減やヒートアイランド現象の防止のため、地球温暖化対策アクションプランを推進します。	現状	推進		市 事業者 市民 市民活動団体 教育機関 専門家
		目標	地球温暖化対策アクションプランの推進による温室効果ガスの排出削減		

項目	地球温暖化による影響調査	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	気温の現況、生態系や生き物への影響などに関する情報収集を行うと共に、モニタリング調査の中で現れる温暖化に係る兆候を評価し、結果を公表します。	現状	—		市 専門家
		目標	温暖化による生物多様性への影響の把握		

【基本方針2】 生物多様性を支える人を育む

(1) 環境学習・環境教育を推進する

① 学習・教育の場や機会の提供

取組の
方向性

かごしま環境未来館を中心に環境学習などを推進し、そこに自然体験、生物多様性分野の講座などを追加・拡充します。

項目	自然体験など生物多様性についての学習の機会の提供	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	かごしま環境未来館、公民館、水族館、動物園、観光農業公園などで行われる講座、研修などの中に生物多様性の視点を盛り込みます。また、図書館などによる情報の提供を行います。 ● 連携事業での啓発イベントの実施 ● 情報の提供	現状	生物多様性の視点を盛り込んだ講座などはあまり実施されていない		市 事業者 市民活動団体
		目標	生物多様性に関する学習機会の提供		

項目	学校などでの生物多様性についての学習の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	理科や総合的な学習の時間、クラブ活動、校外学習などにより生物多様性について学ぶ機会を提供します。 ● 学校ビオトープの実践 ● プールの生き物観察*など理科や生活科、環境教育などに関連付けた生き物観察などの取組の実施 ● 生物多様性についての学びの機会の提供 ● 教材などの提供 *プールの生き物観察 プールは、夏が始まる前に貯めていた水を排水して掃除を行います。水の中にはヤゴやオタマジャクシ、ゲンゴロウなどの生き物が生息しています。これらの生き物をプールの掃除前に救出し、観察する学習があります。	現状	生物多様性について学ぶ機会があまり確保されていない		市
		目標	生物多様性の重要性についての理解の向上		

項目	市民参加による調査などの実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	夏休みなどを活用して、生き物観察会や市民一斉生き物調査などを実施します。	現状	—		市 市民活動団体 専門家
		目標	調査の実施による関心・理解の向上		

項目	身近な自然や生き物に関する情報の収集・発信	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	身近な自然や生き物について目を向けるきっかけとして、市民から写真・絵などを収集し、イベントなどで広く発信します。	現状	—		市 市民 市民活動団体
		目標	情報収集及び周知による興味・関心の喚起		

項目	生物多様性に関する教材の整備	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●		
概要	鹿児島市の自然や生き物、暮らしとの関係などについて学習できる教材を整備します。 ● 教材の開発、制作	現状	—		市 市民活動団体 教育機関 専門家
		目標	教材の整備による学習などの充実		

② 人材の育成

取組の
方向性

学習・教育活動を支える人材を育むと共に、市民が生物多様性について知り、理解する機会を増やすことを通じて、行動を起こす市民を育みます。

項目	教員などを対象とした研修の実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	子どもたちを育成する教員などを対象として生物多様性を絡めた環境学習の実践方法の研修を行います。	現状	一部講座として実施している		市 市民活動団体 教育機関
		目標	研修制度の確立による教員などの育成		

項目	親世代への研修の実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	食育や生き物とのつきあい方、いのちの教育など生物多様性に関連した環境学習の実施を親世代に促します。(社会学級、成人学級、家庭教育学級など)	現状	—		市
		目標	親世代の生物多様性の理解の向上		

項目	自然体験活動リーダーの育成	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	自然観察会や環境学習などの指導者となる人々向けの教育研修プログラムを実施し、生物多様性の保全に関する知識と技術を持った人材を養成します。 ● ネイチャーゲームリーダー、自然観察指導員などの指導者養成講座の開催	現状	-		市 事業者 市民活動団体
		目標	養成講座の開催などによる人材の育成		

項目	自然体験アーカイブ事業	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	地域の年配者から、自然に関する昔話や草花遊び、伝統行事などについて、次世代に伝える機会を講座などで設けます。	現状	一部実施		市 市民活動団体
		目標	講座などの開催による身近に自然のある暮らしの情報の伝達		

項目	人材バンクの整備	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性を支える人材を登録して、要請に応じて派遣できるしくみを構築します。	現状	一部実施		市
		目標	生物多様性に関する人材の登録による学習などの充実		

(2) 自然とふれあう

① 自然の中に出かける

取組の
方向性

野山や海、川へ出かけ、楽しむことを通して自然の恵みを実感し、生物多様性を保全していこうとする市民を育成します。

項目	グリーン・ツーリズムの推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	グリーン・ツーリズム推進計画に基づき農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ活動を推進します。	現状	推進		市 事業者 市民活動団体
		目標	グリーン・ツーリズム推進計画の継続的な推進		

項目	自然体験の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	新たな自然遊歩道の設置や少年自然の家、観光農業公園などでの講座などの開催により、野山、海、川などの自然、生き物とふれあう機会を増やします。	現状	自然体験の機会が不十分		市 市民活動団体
		目標	自然体験の機会の増加		

項目	ビオトープの創出	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市有地や遊休農地などを活用し、水生昆虫など生き物の棲みかとなるビオトープを創出し、市民が生き物とふれあえる場を創出します。	現状	一部実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	生き物とのふれあいの場の確保		

項目	自然ふれあい情報の集約発信	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	様々な自然体験イベント、ふれあいイベント、四季のお出かけ情報などを集約し、ホームページや広報紙で発信することにより、市民が生き物や生態系にふれることのできる機会を増やします。	現状	情報は集約した形で発信されていない		市 市民活動団体
		目標	情報の集約、総合的な発信		

② 日々の暮らしの中で向き合う

取組の
方向性

日々の暮らしの中で四季を感じ、旬の恵みを楽しむことなどを通して、生物多様性の保全について理解する機会を提供し、日々の暮らしの中で生物多様性を意識していく市民を育成します。

項目	食育の推進	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	食育推進計画に基づき、食べ物を通して季節感を考える機会を提供すると共に、地産地消や郷土料理の普及、もったいないの気持ちを育みます。 ● 郷土料理、地産地消レシピの紹介 ● 学校給食などにおける食育の推進 ● 地産地消推進店の普及	現状	推進		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	食育推進計画の推進による食を通じた生物多様性への理解の向上		

項目	季節行事や伝統行事の普及	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	菖蒲湯やお月見のススキ、祝い事の尾頭付きの鯛など季節行事やそれを行っている地域などの事例を紹介し、普及を図ります。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	情報の収集・発信		

項目	消費者教育などあらゆる機会を捉えた生物多様性の普及	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	消費者教育、温暖化防止教育などあらゆる場面を捉え、生物多様性の保全についての情報を発信します。	現状	—		市 事業者 市民活動団体 教育機関
		目標	消費生活のイベントなどでの生物多様性の保全の普及		

項目	暮らしに影響を与える生き物への適切な対応	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	暮らしに影響を与える生き物への対処方法の周知と大量発生しないような環境づくりを進めます。 ● パンフレット作成	現状	ヤンバルトサカヤステについては実施している		市 事業者 市民
		目標	パンフレットの作成・配布による大量発生の防止		

項目	タネ銀行制度の設立	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	<p>種から発芽させる喜び、好奇心を育み、緑化を進めるため、種の収穫・配布・交換を行うタネ銀行制度を設立・運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タネ銀行制度の検討 ● 支店(参加者)の公募 ● 参加状況の広報 	現 状	—		市 事業者 市民 市民活動団体
		目 標	タネ銀行制度の設立・ 運用による関心の喚 起、緑化の推進		

【基本方針3】 生物多様性を支える社会のしくみを整える

(1) 生物多様性の意味や価値を社会に浸透させる



地球温暖化のように一般化に至っていない「生物多様性」への認識を高めま
す。

項目	広報の活性化	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性の重要性や保全の意義・手法などを広報します。 ● シンポジウムなどの開催 ● リーフレット作成 ● 「市民のひろば」での特集 ● 市政広報番組での広報 ● 環境イベントでのブースの設置 ● ホームページでの広報	現状	一部実施		市
		目標	生物多様性の認知度の向上		

項目	国際生物多様性の日を契機とした普及啓発事業の展開	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	国際生物多様性の日(5月22日)を契機に生物多様性の保全活動や広報啓発を集中的に実施し、生物多様性への認識を高めます。 ● 地産地消キャンペーン ● 市民講座やフォーラムなどの開催 ● 研究や活動の発表会の開催 *国連は、生物多様性条約が1992年(平成4年)5月22日に採択されたことから、毎年5月22日を「国際生物多様性の日」と定めています。毎年、共通のテーマに沿って、世界各地で生物多様性問題に関する普及と啓発を目的とした記念イベントが開催されています。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 教育機関 専門家
		目標	国際生物多様性の日の普及を通じた生物多様性の認知度の向上		

(2) 生物多様性の保全活動を広げる

取組の
方向性

生物多様性を保全する、また生物多様性に貢献する事業活動や市民活動団体、市民などの取組を社会全体に広げます。

項目	生物多様性を高めることに配慮した活動の拡大	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性を高めることに配慮した事業活動や生物多様性の保全活動などを拡大します。 <ul style="list-style-type: none"> 都市マスタープラン、まちと緑のハーモニープランなどでの生物多様性の視点の強化 生物多様性に配慮した事業活動の手法や市民ニーズなどの情報提供 環境に配慮した事業者の差別化・見える化 生物多様性の保全活動を行う市民活動団体の紹介、活動に対する相談などの支援 	現状	—		市 事業者 市民活動団体
		目標	生物多様性に配慮した活動の拡大		

項目	生物多様性の保全に配慮した製品などの利用の拡大	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性の保全に貢献できる商品として、伝統野菜、地元産野菜、間伐材・竹製品、炭などの利用の拡大を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 販売店と連携した普及活動の実施 物産館など取扱店の拡大 生物多様性に配慮した製品などの認証制度の広報周知 	現状	一部実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	生物多様性に配慮した製品などの利用拡大		

項目	農林水産業の振興	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	農林水産業を振興するために、既存従事者の支援と担い手の育成を図ります。あわせて捕獲従事者の育成・確保を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業振興プランに基づき、農林水産業の担い手の育成 資格試験などの情報提供 	現状	実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	農林水産業振興プランの円滑な実施による農林水産業の振興		

項目	有効資源としての生態系サービスの持続的な利用	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	持続可能な資源である生態系サービスについて利用の拡大を図ります。 ● バイオマスエネルギーの利用促進 ● まちの景観資源としての評価・活用 ● 地域の伝統文化資源として、まちあるき、グリーン・ツーリズムなどの振興 ● 桜島・錦江湾におけるジオパーク活動の推進	現状	一部実施		市 事業者 市民 市民活動団体
		目標	有効な資源としての評価・利用の拡大		



生物多様性の保全にかかわる主な認証制度

いろいろな事象について客観的に間違いなく実施されていることを証明したり、そのことが誰でもわかるように示したりするために、今日様々な認証制度が運用されています。生物多様性の保全にかかわる主な認証制度として次のようなものがあります。他にも多数の環境に配慮した認証制度があり、それぞれを「見える化」するエコラベル(マーク)が表示されています。私たちが買い物などを行う際に、これらのエコラベルがついた商品を積極的に利用していくことで、生物多様性の維持に貢献することができます。



FSC 認証制度

適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の2種類の認証制度です。



PEFC 森林認証プログラム

持続可能な森林管理のために策定された国際基準に則って林業が実施されていることを認証する「森林管理認証」と、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを認証する「CoC 認証」の2種類の認証制度です。



MSC 認証制度

持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「CoC 認証」の2種類の認証制度です。



マリン・エコラベル・ジャパン

漁業の持続性(資源管理と生態系への影響の配慮)を認証するためのラベルです。認証された漁業の水産物の流通過程の審査を経た商品にエコラベルをつけることができます。

(3) 情報を集積し発信する

取組の
方向性

生物多様性の現況や取組の実施状況などの情報を集積し、広く発信します。

項目	生物多様性のモニタリング調査の実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市内に生息する動植物についてモニタリング調査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 生態系および生物種の調査 市民活動団体／市民／学校などの参加によるモニタリング調査(市内100地点の定点調査、毎年テーマを決めて環境の指標となる生き物の調査) 	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 教育機関 専門家
		目標	調査結果の蓄積及び評価による新たな施策の展開		

項目	行動・意識調査の実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市民や事業者の生物多様性の認知度や配慮行動などに関する意識調査を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者へのアンケート 	現状	—		市 事業者 市民活動団体
		目標	調査結果に基づく新たな施策の展開		

項目	データベースの整備	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
				●	
概要	鹿児島市内で確認された生き物に関する情報、生き物とふれあえる場所やイベントに関する情報、写真や自然体験アーカイブ事業で収集した情報などをデータベース化し、市民が自由に利用できる情報源として公開します。	現状	—		市
		目標	データベースの整備		

項目	情報の発信	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生き物ふれあいマップの公開、シンポジウム、フォーラム、写真展などを開催し、生物多様性に関する情報を発信します。	現状	周知が不十分		市 市民活動団体 専門家
		目標	フォーラムなどの開催による情報の発信		

項目	生物多様性レポート(仮称)の発行	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性地域戦略の実施状況をとりまとめ、レポートとして公開します。	現状	—		市
		目標	地域戦略の円滑な実施		

項目	生物多様性の保全に関する活動・ 研究発表会の開催	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市民や事業者、研究者・学生などが行っている研究などの最新の成果を広く周知する場として、発表会を開催します。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 専門家
		目標	活動・研究結果を活用した新たな施策の展開		

(4) 連携・協働により取り組む



様々な主体が連携・協働し、それぞれの長所を生かしながら生物多様性を高めるしくみを構築します。

項目	連携・協働による事業実施	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	市民、事業者、市民活動団体、大学などと連携・協働し、モニタリングや生物多様性を高めるための事業を実施します。	現状	—		市 事業者 市民 市民活動団体 専門家
		目標	連携・協働による事業の実施		

項目	他自治体、関係機関などとの連携強化	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	環境省や他自治体などと連携した活動を行います。また、動物園、水族館、観光農業公園などと連携した活動を行います。	現状	—		市
		目標	生物多様性の保全活動の効果的な実施		

項目	ワークショップの開催	実施期間 (平成)	26-29	30-33	実施主体
			●	●	
概要	生物多様性について意見交換を行うため、市民参加型のワークショップを開催します。	現状	地域戦略を策定する中で実施		市
		目標	市民の意見を反映できるしくみの整備		

2 重点プロジェクト

2021年度(平成33年度)の鹿児島市の姿の実現に向けて、実行計画の中から事業効果や啓発効果が高いものを「重点プロジェクト」として位置付け推進します。

(1)「国際生物多様性の日」を契機とした普及啓発事業の展開

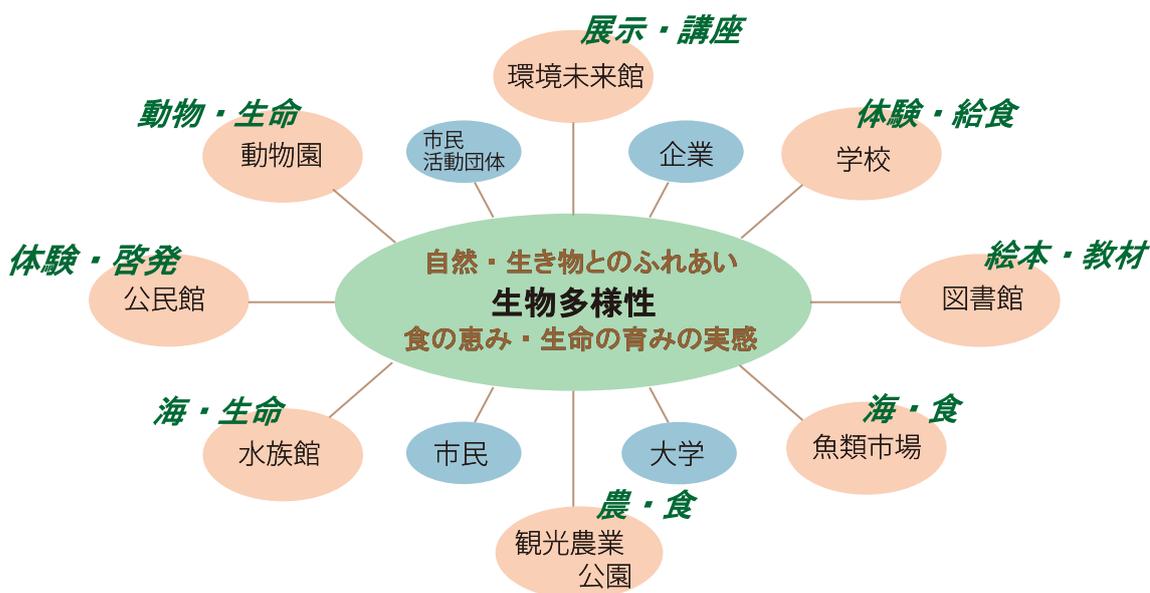
生物多様性については、その用語の意味や価値が社会に十分浸透していないことから、それを保全するための活動につながっていない面がみられます。このため、生物多様性の恵みや重要性について普及啓発を図り、その意味や価値を市民に理解してもらうことが重要になっています。

5月22日は、1992年(平成4年)の同日に生物多様性条約が採択されたことにちなみ、国際連合の定めた「国際生物多様性の日」です。

この日を契機として、様々な主体と一体となって、生物多様性について考える機会やその恵みにふれる体験講座などを市内各地で集中的に実施し、「生物多様性」の意味や重要性の理解を深め、活動の気運を高めます。

【事業例】

- ・環境未来館でのイベント・講座の実施
- ・水族館、動物園、観光農業公園など関連施設と連携したイベントの実施
- ・学校給食での地産地消メニューの提供
- ・地域の農産物などの消費拡大キャンペーンの実施
- ・タネ銀行制度でのタネ配付キャンペーンの実施
- ・学校プールにおけるヤゴ救出の実施 など



(2) 生物多様性保全スポット(仮称)の指定

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、新たに生物多様性の視点から自然や生き物、それと関わる人々の活動を評価し、付加価値を与え、継続した保全などの取組へと誘導していくしくみが必要です。また、生物多様性を支える自然環境を市民に広く周知し、保全につなげていく必要があります。

このため、人の営みによって生物多様性の保全が図られている里山、希少野生動植物の保護の観点から保全策が必要な干潟、長い歴史の中で育まれた自然度の高い森林などを生物多様性の保全と持続可能な利用の視点から評価し、条例などにより「生物多様性保全スポット(仮称)」として指定・公表します。そして、これらの地域の自然環境の保全や共生に向けた活動の持続性が確保されるようにするため、地域資源の活用、環境教育及び農林業の振興などの取組と連携しながら、地域の主体的活動の支援、生き物の生育生息環境の保護、外来生物対策などを実施すると共に、市民が生物多様性を実感できる場として活用します。



(3) 生き物の生息・生育空間である自然環境の再生・創出

都市の発展に伴い、森林や田畑を宅地として造成し、また海岸を産業用地として埋め立てたことから、森林などが減少すると共に、白砂青松の海岸はあまり見られなくなっています。

また、まちの緑や河川などは、景観、防災、ヒートアイランド現象の面から整備されることが多く、生き物にとっては棲みにくい空間となっていることもあります。

今後は、生き物の生息・生育空間の保全の視点を入れた環境の整備や管理が必要であり、また失われた自然環境を再生・創出することも重要になってきています。このことは、市民が身近に自然や生き物とふれあい、生物多様性を実感できる場を創出することにもつながります。

このようなことから、生物多様性を高めることに配慮したまちの緑や川づくりを行うための指針を作成するほか、市民、事業者及び行政が連携して周辺の自然と調和したビオトープを整備すると共に、市が管理している千貫平自然公園の草原生態系の再生のための管理と利用に取り組みます。

【さまざまな生き物が訪れるビオトープ】



【千貫平自然公園の草原】



■1981年（昭和56年）7月
チョウの餌となるアザミが咲きほこる



■2013年（平成25年）8月
ササや灌木が占有する